

一般社団法人U T Aブック 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は一般社団法人U T Aブックと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を主たる事務所を奈良県北葛城郡広陵町大字三吉 345番地 14 に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、「心と身体」に関する正しい知識を普及し、多くの人に、「正しい人生の目的」に気付いてもらえるよう働きかけるとともに、当法人の構成員を含め、当法人に関わるすべての人が充実した人生を生きることに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

1. 出版事業

ここでいう出版事業とは、以下の項目をさす。

- ①一般公衆の啓蒙を目的とした出版活動
- ②「U T A会」会員に対する教材の作成
- ③上記事業目的達成のため、インターネットを利用した活動

2. 図書館への図書寄贈事業

- ①日本国内および海外の公共図書館および学校図書館に対し、当社出版物を寄贈する。
- ②寄贈図書の選定を行い、1冊を一口とし寄付を募集する。

3. 映像事業

- ①「U T Aビデオ・ライブラリー」の運営（会員制）
- ②「U T A会」および、それに関係する「セミナー活動」を映像として記録し、上記ライブラリーに保存、「U T Aビデオ・ライブラリー」会員が自由に閲覧できるようにする（「U T Aビデオ・ライブラリー」については別途定めるが、「U T Aビデオ・ライブラリー」会員となるためには、「U T A会」会員であることを前提とする）。
- ③個人情報保護等の理由により「U T Aビデオ・ライブラリー」に収蔵できないような映像については、別途、U T Aブックにおいて管理する。

4. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申込をし、理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、必要がある場合に、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届けを提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条2項の社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 前項により除名が決議されたときは、その社員に対し、通知するものとする。

(資格の喪失)

第10条 前2条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が第8条から第10条までの規定により資格を喪失したときは、当法人の社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は免れることができない。

2. 当法人は、社員が資格喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。

第16条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事がこれに当たる。理事に事故あるときは、その社員総会において出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う（この決議を、以下、社員総会の普通決議という）。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもっておこなう（この決議を、以下、社員総会の特別決議という）。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 1名
- (2) 監事 1名

(選任等)

第22条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

第23条の2 理事の不測の事態により、その職務を執行できなくなった場合に備え、予め、社員の中から理事の職務を代行する者及びそれを補助する者を選任しておくものとする。

2. 理事が復職した時は、理事代行者及びその補助者はすみやかに理事にその代行、補助した業務を引き継ぐものとする。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をおこなうことができる。

3. 監事は、社員総会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べるすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 理事または監事は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事は、社員総会の普通決議によって解任することができる。

2. 監事は、社員総会の特別決議によって解任することができる。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 32 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2. 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第 34 条 当法人は、剰余金の分配をおこなうことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、社員総会の特別決議（第 19 条 2 項 (3)）によって変更することができる。

(解 散)

第 36 条 当法人は、社員総会の特別決議（第 19 条 2 項 (4)）その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、

国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 当法人の公告は、電子公告によりおこなう。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法によりおこなう。

附 則

1. 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

2. 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする、

宇野敏一 滋賀県長浜市小室町307番地

桐生敏明 大阪府南河内郡河南町大宝3丁目8番11号

森 保之 大阪府豊中市新千里西町2丁目4番10号

3. 当法人の設立時理事、設立時監事は、以下のとおりとする。

設立時理事／宇野 敏一、岡田 有弘、久保 徹夫、桐生敏明

杉村 和子、中島 一二、森 保之

設立時監事／三ツ矢 照雄

設立時代表理事／大阪府南河内郡河南町大宝3丁目8番11号 桐生 敏明

4. この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

平成29年6月16日

